

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和2年4月28日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第48号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則
で定める日を定める規則

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年千葉市条例
第22号）附則第2項の規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。